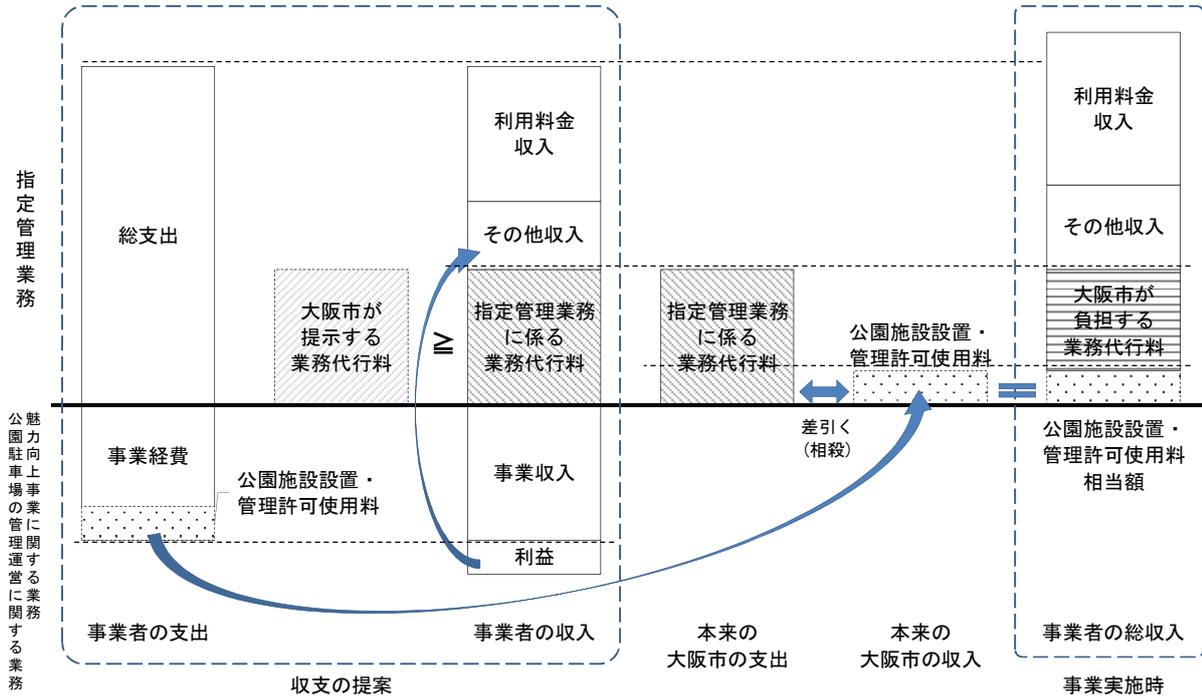


業務代行料基準額（年額）

施設名	基準額（単位：千円） ※税込み
一般園地（建設局所管施設）	37,790
扇町プール（経済戦略局所管施設）	46,500
合計	84,290

※各施設の基準額を超えた価格を提案された場合は、申請を受付けない。

参考：事業収支スキームのイメージ



利益配分について

当該事業年度の収支合計において、総収入^{※1}から総支出を差し引いて、利益が総収入の2.5%を上回った場合、その上回った金額の50%について、次のいずれかで提案してください。

- ・ 大阪市に納付
- ・ 大阪市が指定管理事業者に支払う次年度以降の大阪市が負担する業務代行料に充当
- ・ 指定管理事業者が実施する扇町公園等の改修費に充当

上記、利益配分金算出のための率について、それぞれ2.5%を上限値、50%を下限值として、提案することができます。

※1 総収入には、利用料金収入や事業収入、その他収入に加え、大阪市が負担する業務代行料と公園施設設置・管理許可使用料相当額を含みます。

例示（利益が総収入の2.5%を上回った場合、その上回った金額の50%を納付する場合）

①市への納付が生じる場合

(単位：千円)

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理事業者 取得利益
施設 A	20,000	18,000	2,000			
施設 B	40,000	38,000	2,000			
合計	60,000	56,000	4,000	6.7%	1,250	2,750

②市への納付が生じない場合（利益が生じなかった場合）

(単位：千円)

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理事業者 取得利益
施設 A	20,000	21,000	-1,000			
施設 B	4,000	40,000	-36,000			
合計	24,000	61,000	-37,000			-37,000

③市への納付が生じない場合（利益が総収入の2.5%に満たなかった場合）

(単位：千円)

	総収入	総費用	利益	利益／総収入	市納付額	指定管理事業者 取得利益
施設 A	20,000	19,000	1,000			
施設 B	40,000	39,800	200			
合計	60,000	58,800	1,200	2.0%		1,200